

徳島市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 (2014) 年 11 月 策定
(令和 8 [2026] 年 2 月 改定)

徳 島 市

目次

概要.....	- 4 -
第 1 部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画	- 8 -
第 1 章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	- 8 -
第 1 節 感染症危機を取り巻く状況	- 8 -
第 2 節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	- 9 -
第 2 章 市行動計画と感染症危機対応	- 10 -
第 1 節 市行動計画の策定及び改定	- 10 -
第 2 部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	- 11 -
第 1 章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等.....	- 11 -
第 1 節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	- 11 -
第 2 節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	- 12 -
第 3 節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	- 14 -
(1) 有事のシナリオの考え方.....	- 14 -
(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）	- 14 -
第 4 節 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項.....	- 17 -
(1) 平時の備えの整理や拡充	- 17 -
(2) 感染拡大防止と地域経済のバランスを踏まえた対策の切替え.....	- 17 -
(3) 基本的人権の尊重	- 18 -
(4) 危機管理としての特措法の性格	- 19 -
(5) 関係機関相互の連携協力の確保.....	- 19 -
(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応	- 19 -
(7) 感染症危機下の災害対応	- 19 -
(8) 記録の作成や保存.....	- 19 -
第 5 節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担.....	- 20 -
(1) 国の役割.....	- 20 -
(2) 地方公共団体の役割.....	- 20 -

(3) 医療機関の役割	- 21 -
(4) 指定（地方）公共機関の役割	- 21 -
(5) 登録事業者の役割	- 21 -
(6) 一般の事業者の役割	- 22 -
(7) 市民の役割	- 22 -
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目	- 23 -
第1節 市行動計画における対策項目等	- 23 -
(1) 市行動計画の主な対策項目	- 23 -
(2) 対策項目ごとの基本理念と目標	- 23 -
第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等	- 24 -
第1節 市行動計画の実効性確保	- 24 -
(1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進	- 24 -
(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持	- 24 -
(3) 実践的な訓練の実施	- 24 -
(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し	- 24 -
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	- 26 -
第1章 実施体制	- 26 -
第1節 準備期	- 26 -
第2節 初動期	- 28 -
第3節 対応期	- 30 -
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 33 -
第1節 準備期	- 33 -
第2節 初動期	- 36 -
第3節 対応期	- 38 -
第3章 まん延防止	- 41 -
第1節 準備期	- 41 -
第2節 初動期	- 43 -
第3節 対応期	- 44 -

第4章 ワクチン	- 48 -
第1節 準備期	- 48 -
第2節 初動期	- 53 -
第3節 対応期	- 55 -
第5章 保健	- 58 -
第1節 準備期	- 58 -
第2節 初動期	- 61 -
第3節 対応期	- 62 -
第6章 物資	- 65 -
第1節 準備期	- 65 -
第2節 初動期～対応期	- 66 -
第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保	- 67 -
第1節 準備期	- 67 -
第2節 初動期	- 69 -
第3節 対応期	- 70 -
用語集	- 74 -

参考（徳島市行政機構図）

概要

はじめに

【一般の徳島市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】

令和2年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、我が国の国民の生命及び健康が脅かされ、国民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、国民はもとより、政治、行政、医療関係者、事業者等、国を挙げての取組が進められてきた。

今般、政府では、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指し、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）を改定した。また、政府行動計画の抜本的な改定を受け、徳島県（以下「県」という。）では、感染症危機に対する平時の備えに万全を期するとともに、有事においては、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施するため、徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を令和7年1月に改定した。

これを受けて、本市においても、政府行動計画及び県行動計画の改定に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期するとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していくため、徳島市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を改定する。

【市行動計画の改定概要】

市行動計画は、感染症有事に際して迅速に対応を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。有事に際しては、国が政府行動計画の様々な対策の選択肢を参考に、基本的対処方針（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第18条第1項に規定する基本的対処方針をいう。以下同じ。）を作成し、市はそれに基づき対応を行っていくこととなるが（特措法第3条第4項）、市行動計画は、特措法第8条に基づき、市が実施する措置等を定めるものである。

対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症等をも念頭に置くこととしたうえで、記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させている。

また、対策項目をこれまでの6項目から7項目に再編し、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、記載の充実を図っている。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンの接種体制等についても明確化する。

さらに、実効性を確保するため、実施状況のフォローアップや政府及び県行動計画を踏まえた市行動計画の改定を行うとともに、実践的な訓練を実施することとする。

市行動計画の構成と主な内容

【市行動計画全体の構成】

市行動計画の基本的な構成は以下のとおりである。

- ・ 第1部として、感染症危機の経緯と状況認識や特措法の考え方、政府行動計画の位置付け等を記載する「新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画」
- ・ 第2部として、新型インフルエンザ等対策の総論的な考え方や留意事項を示す「新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針」
- ・ 第3部として、新型インフルエンザ等対策における各対策項目の考え方や具体的な取組内容を示した「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」

【第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画】

第1部では、これまでの感染症危機の経験や現在の感染症危機を取り巻く状況を整理しつつ、これまでに行ってきた新型インフルエンザ等対策の制度的枠組みの改善という観点から概観している。その上で、市行動計画の改定を通じて、「感染症危機に対応できる平時からの体制作り」、「市民生活及び地域経済への影響の軽減」、「基本的人権の尊重」といった目標を実現し、感染症危機に対応できる社会を目指す。

【第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針】

第2部では、新型インフルエンザ等対策の目的や基本的な考え方について整理している。同部第1章では、第1節及び第2節において、新型インフルエンザ等対策の目的や基本的な考え方を総論的に整理し、基本的な戦略として、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。」、「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。」という2つの主たる目的を掲げている。

同章第3節では、新型インフルエンザ等の発生の段階について、より中長期的な対応となることも想定して、準備期、初動期及び対応期という3つの時期区分を設定し、時期ごとに対策の考え方や方針が変遷していくことを示している。

同章第4節及び第5節においては、新型インフルエンザ等対策の実施上の留意事項として、平時の備えを充実するほか、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ対策を切り替えるという方針を示している。また、第2章に記載している各対策を実現していくための国、地方公共団体（県・市）、医療機関、指定（地方）公共機関、事業者、市民等の役割を明確化している。

（EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進）

第2部第3章第1節では、市行動計画の実効性確保のため、平時及び有事を通じてEBPMの考え方に基づく政策の推進を行うことが必要であり、市は、国や県の分析結果・リスク評価に基づき、

対策を講じる必要がある。

また、多様な主体の参画による実践的な訓練、定期的なフォローアップの実施やおおむね6年ごとに改定される政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、市行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる。

【第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組】

第3部では、第2部第2章において整理した7の対策項目の基本理念と目標を達成するために求められる具体的な取組について、準備期、初動期及び対応期に分けて記載している。

(第1章 実施体制)

準備期から、国、地方公共団体、国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security〔以下「JIHS」という。〕）、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携し、実効的な対策を講ずる体制を確保する。

また、平時における人材確保・育成や実践的な訓練による対応力強化、有事には市対策本部を中心に全庁的な対応を行う。

(第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション)

感染症危機において、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等（以下「偽・誤情報」という。）の流布のおそれがあることから、感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のコミュニケーションを通じて、リスク情報とその見方の共有等を進めることで、市民等が適切に判断し行動できるようにすることが重要である。このため、平時から、感染症等に関する普及啓発、リスクコミュニケーション体制の整備、情報提供・共有の方法の整理等を実施する。

(第3章 まん延防止)

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、感染症対策に関する情報の提供や、市民や事業者の理解促進に取り組む。

(第4章 ワクチン)

ワクチンの接種により、感染や重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や地域経済への影響を最小限にとどめることに繋がるため、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備を行う。また、ワクチンの有効性とリスク等について、市民等へ適切に情報提供・共有を行う。

(第5章 保健)

感染拡大時における業務負荷の急増に備え、平時からの体制構築、有事に優先的に取り組むべき業務の整理、ICT の活用等を通じた業務効率化・省力化等を行う。また、感染症に係る情報の市民に対する速やかな情報共有・共有体制を構築する。

(第6章 物資)

感染症対策物資等の不足により、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。そのため、市は、準備期から、必要な感染症対策物資等を確保し、備蓄状況の確認を行う。

(第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保)

有事に生じ得る市民生活及び地域経済への影響を踏まえ、事業継続等のために事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、有事には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を始めとしたまん延防止対策による心身への影響を考慮した対策や生活支援を要する者への支援等を行う。

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年以降、新型コロナが世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に着目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

第 2 節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、今回の新型コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の新感染症についても、その感染性の高さや病原性の強さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらの感染症が発生した場合には、国家の危機として対応する必要がある。

特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）（以下、「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがある。

また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）である。

第 2 章 市行動計画と感染症危機対応

第 1 節 市行動計画の策定及び改定

平成 25 年 6 月、特措法第 6 条に基づき、政府行動計画が策定された。政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めたものである。その後、令和 6 年 7 月、新型コロナ対応の経験を踏まえ、政府行動計画が改定された。

今般の政府行動計画の改定は、新型コロナ対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い呼吸器感染症等による危機に対応できる社会を目指すものである。また、県においても政府行動計画が改定されたことを受け、令和 7 年 1 月、県における新型コロナ対応の経験を踏まえた県行動計画が改定された。

本市では、特措法第 8 条の規定に基づき、平成 26 年 11 月に市行動計画を策定するとともに、平成 25 年 3 月には、徳島県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置された場合に、市長を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。任意設置を含む。）を速やかに設置し、全庁を挙げて対策を推進するため、「徳島市新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定し、体制整備を図った。

今般、政府行動計画及び県行動計画が改定されたことを受け、市行動計画を改定する。

なお、国及び県は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画及び県行動計画の変更を行うとしていることから、市においても、国の動向や県での取組状況等を踏まえ、必要に応じ、市行動計画の改定を行う。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民生活及び地域経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患うおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、県が行う感染症法に基づく医療措置協定等による医療提供体制の強化策に協力しながら、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び地域経済への影響を軽減する。
- ・ 市民生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・ 市内での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

政府行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

政府行動計画では、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととしている。県行動計画においても同様の観点から対策を組み立てることとしており、市行動計画においても新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、図表1のとおり、一連の流れをもった戦略を確立する（具体的な対策については、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において記載する）。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、県による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせることで総合的に行うことが必要である。特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

また、事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性がある場合は、そのことについて周知し、市民等の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

あわせて、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、これらの公衆衛生対策がより重要である。

<図表 1 時期に応じた戦略>

時期		戦略
準備期	発生前の段階	有事に想定される対策を迅速かつ的確に講ずるために必要な訓練や人材育成、デジタル技術を活用した情報収集体制の構築、医療提供体制・検査体制等への協力、ワクチンや治療薬等の供給への協力をを行う。
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	国内外における感染症情報の発生を探知して以降、準備期における検討等に基づき、新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。また、得られた知見に関する情報提供・共有、双方向的なリスクコミュニケーションといった取組を極めて迅速に行っていく。
対応期	県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	国や県と連携し、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じて県が行う、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等への協力をを行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。 なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。
	国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにならないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。また、地域の実情等に応じて、県や国の関係省庁が政府対策本部との協議の結果を踏まえ、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮や工夫を行う。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行時には、感染対策の見直し等を行う。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述（1）の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特性、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう図表3のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

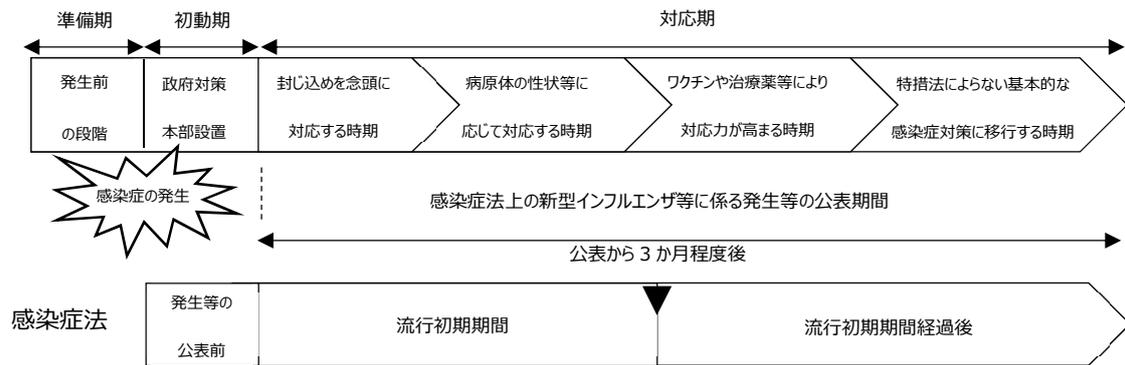
以下図表2に示す初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

<図表2 感染症危機における特措法と感染症法による時期区分の考え方（イメージ図）>



<図表3 初動期及び対応期の有事のシナリオ>

時期		有事のシナリオ
初動期		<p>感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部及び県対策本部が設置されて、国の基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。</p> <p>市対策本部を設置し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。</p> <p>コールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、きめ細やかなリスクコミュニケーションを行う。</p>
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期	<p>市対策本部の設置後、国又は県内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、国や県とまずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパネミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。</p>
	病原体の性状等に応じて対応する時期	<p>感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえた国や県のリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等へ協力する。</p>
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	<p>ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する）。</p> <p>ワクチン接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、接種体制を構築し、接種を推進する。</p>
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	<p>最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回るにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。</p>

第4節 市における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、市行動計画に基づき、県等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(ア)から(オ)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有の基盤となるDXの推進等を行う。

(ア) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

(イ) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国又は県内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例が探知された後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(ウ) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた継続的な点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等と共有するとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて継続的に点検や改善を行う。

(エ) 医療提供体制、リスクコミュニケーション等、平時の備えや取組

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実を始め有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等について、県と連携し、平時からの取組を進める。

(オ) DXの推進や人材育成等

負担軽減や情報の有効活用、国、県、市の連携のためのDXの推進や人材育成等、新型インフルエンザ等発生時の医療機関や保健所等の負担軽減を目指し、平時から医療関連情報を有効活用し、国、県、市の連携の円滑化等を図るためのDXを推進する。

また、平時から、中長期的な視野に立って感染症対応業務に係る人材育成を継続的に行う。

(2) 感染拡大防止と地域経済のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び地域経済への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(ア)から(エ)までの取組により、感染拡大防止と地域経済活動のバ

ランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(ア) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。市は、県等と連携し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切な情報共有の仕組みを構築する。

(イ) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、医療提供体制、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

個々の対策の切替えタイミングについて、県が目安等を示している場合は、当該目安等を踏まえて適切な時期に対策の切替えを実施する。

(ウ) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(エ) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策が発出された場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民等の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民等の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部、関西広域連合対策本部及び県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要があると認めるときは、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

市は、感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、県と連携し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄を進め、避難者の隔離などの対応が可能な避難所の確保等を進めることや、県と連携し、自宅療養者等の避難のための情報共有の連携体制を整えること等を進める。

また、感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、国や県と連携しながら、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣議会議」という。）及び閣議会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し確かな判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提

供体制、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。保健所は健康危機対処計画（感染症編）の継続的な取組と見直し等を実施し、地域の医療機関、検査機関との連携を強化する。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、市町村、感染症指定医療機関等で構成される徳島県感染症対策連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

【市】

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

（3）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び徳島県感染症対策連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

（4）指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

（5）登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

(6) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(7) 市民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等に関する知識を得るとともに、日頃の健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目

第1節 市行動計画における対策項目等

(1) 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小となるようにすること」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、市や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

市行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の達成に向けて、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取り組みを行うことが重要である。

なお、それぞれの対策項目の基本理念と目標については、第3部の「新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組」の各章で示す。

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

第1節 市行動計画の実効性確保

(1) EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進

市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用するEBPMの考え方に基いて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

市は、国や県の分析結果・リスク評価に基づき、対策を講じる。

エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング

「エビデンスに基づく政策立案」のことで、政策立案の際に、経験や直感ではなく、データや統計などの根拠（エビデンス）を重視するという考え方で、具体的には、政策の目的を明確にし、その達成に必要な情報やデータを集めて分析し、客観的な根拠に基づいて政策を立案・実行・評価する。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

県、市、市民等が幅広く対応に関係した新型コロナの経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図る。

(3) 実践的な訓練の実施

訓練の実施により、平時の備えについて、継続的な点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市は、訓練の実施やそれに基づく点検・改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

市は、訓練の実施等により得られた改善点や新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、市行動計画について、必要な見直しを行うことが重要である。

こうした観点から、市行動計画に基づく取組や新型インフルエンザ等に係る人材育成や人材確保の

取組について、新型インフルエンザ等対策行動計画検討会議等の意見も聴きながら、毎年度定期的なフォローアップと取組状況の見える化を行う。

国及び県においては、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画及び県行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとしている。

市は、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じ、市行動計画の見直しを行う。

市行動計画の見直しに当たって、県との連携を深める観点から、県より県行動計画の充実に資する情報提供等を受けて行う。

さらに、平時からの新型インフルエンザ等対策の取組について、県より、平時からの対策の充実に資する情報提供や好事例、必要な研修等に係る情報の提供を受ける。

なお、上記の期間にかかわらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われ、その対応経験を基に政府行動計画及び県行動計画が見直された場合は、必要に応じ、市行動計画について所要の見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

【基本理念と目標】

感染症危機は市民の生命及び健康や市民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、市全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、国、県、市、国立健康危機管理研究機構（JIHS）、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、各関係機関において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて各関係機関の連携を強化する。

（2）所要の対応

1-1. 行動計画等の作成や体制整備

- ① 市は、市行動計画及びマニュアルを作成するとともに、必要に応じ、変更する。

市は、市行動計画を作成又は内容を変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

《危機管理局、全部局》

- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、県等の業務継続計画との整合性に配慮しながら必要に応じて変更する。

また、お盆（阿波踊り期間中）や長期休暇となる年末年始等における新型インフルエンザ等の発生時にも備えて、人員体制を事前に調整しておく。

《危機管理局、全部局》

- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生等について、危機管理会議等を通じて庁内の情報共有に努めるとともに、県が対策本部を設置したときには、市内の感染状況や対応状況等を考慮し、速やかに市対策本部（任意設置を含む）を立ち上げられるよう体制を整備する。

《危機管理局、全部局》

- ④ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等を実施するとともに、健康福祉部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。

《総務部、健康福祉部、危機管理局、関係部局》

- ⑤ 市は、県や医療機関の研修等を積極的に活用しつつ、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、行政職員等の養成等を行う。

《総務部、健康福祉部、関係部局》

1-2. 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等発生に備えた実践的な訓練を実施する。

《危機管理局、全部局》

1-3. 関係機関との連携

- ① 市は、県や指定地方公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施するとともに、関係機関と情報交換等を始めた連携体制を構築する。

《健康福祉部、危機管理局、関係部局》

- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、医師会等の関係機関と情報交換等を始めた連携体制を構築する。

《健康福祉部、危機管理局、関係部局》

- ③ 市は、特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。

《健康福祉部、危機管理局、関係部局》

1-4. 県による総合調整

市は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から、県が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、相互に着実な準備を進める。

《総務部、健康福祉部、危機管理局、関係部局》

第2節 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、市全体の危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、市対策本部等の立ち上げの検討を行い、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

（2）所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

市は、県等と連携しながら、国内外における発生動向等に関する情報収集体制を強化し、効果的かつ迅速に情報収集を実施するとともに、国や県の分析結果やリスク評価を共有する。

«健康福祉部、危機管理局»

2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 府県対策本部及び県対策本部が設置された場合、市は、感染状況や対応状況等を考慮し、直ちに市対策本部を設置し、情報の集約、共有を行うとともに、基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策に係る対応方針を決定する。

«健康福祉部、危機管理局»

- ② 市は、必要な体制整備が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

特定接種、住民接種が必要となる場合は、総務部が調整し「ワクチン接種対策室」を設置する。

«総務部、健康福祉部、子ども未来部、危機管理局、関係部局»

- ③ 市は、国において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断された場合には、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。

«健康福祉部、子ども未来部、危機管理局、関係部局»

2-3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

«財政部、関係部局»

2-4. 県による総合調整

- ① 市は、市域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、県が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、市域にかかる新型インフルエンザ対策を実施する。

「健康福祉部、危機管理局、関係部局」

- ② 新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため、県が感染症法に基づいた入院勧告又は入院措置その他の措置に係る総合調整を実施する場合には、市は、当該総合調整に従い措置を行う。

「環境部、健康福祉部、危機管理局」

2-5. 大規模災害等が発生した場合の対応

大規模災害等が発生した場合は、当該事象への対応のための人員体制を強化することが想定される。新型インフルエンザ等の対応を引き続き実施できるよう、新型インフルエンザ等の対応のための人員体制を整理し、適切に配置する。

「総務部、危機管理局、関係部局」

【参考：新型コロナウイルス感染症流行時の特徴的な県の取組】

○「徳島県新型コロナウイルス感染症対策の対処方針」の策定（危機管理部）

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の策定を受け、県の対処方針を策定している。

- ・情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- ・サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、高齢者等を守り、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。など

○「徳島県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」の設置（危機管理部）

新型コロナウイルス感染症の対策について、医学的な見地から助言等を行うため設置。主な議事は、「とくしまアラート」の運用判断に関すること。など

○介護サービス・障がい福祉サービスの提供体制の確保（保健福祉部）

感染が確認された施設における感染拡大防止のため、消毒や清掃に要する経費を支援している。

第3節 対応期

（1）目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況及び国の基本的対処方針の変更に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

（2）所要の対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後及び県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 整備体制・強化

- ① 県は、新型インフルエンザ等対策については、専門家会議における助言等を踏まえ、県対策本部にて方針を協議し、決定するとしている。市においても、収集した情報を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。

「健康福祉部、危機管理局、関係部局」

- ② 市は、初動期に引き続き、必要な体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

「危機管理局、関係部局」

- ③ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

「総務部、関係部局」

3-1-2. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

「財政部、関係部局」

3-1-3. 県による総合調整等

- ① 市は、市域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、県が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、市域にかかる新型インフルエンザ対策を実施する。
 《健康福祉部、危機管理局、関係部局》
- ② 新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため、県が総合調整を実施する場合には、市は、当該総合調整に従い、措置を行う。
 《環境部、健康福祉部、関係部局》
- ③ 県は、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言に至らない場合であっても、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の指標を用いて、県民や事業所に分かりやすく、注意喚起を実施することが、重要であるため、国や県のリスク評価の結果に応じた、県の注意喚起基準を検討・作成する。市は、当該注意喚起に従い、市域にかかる新型インフルエンザ対策を実施する。
 《健康福祉部、危機管理局》

【参考：新型コロナウイルス感染症流行時の特徴的な県の取組】

○「とくしまアラート」の作成（危機管理部）

本県において、感染拡大の傾向が見られる場合の対応基準を明確にするため、「新規感染者数」、「感染経路不明者数」や「病床使用率」等の発動基準に応じて、外出時の行動やイベントの開催規模などの対応方針の目安を作成した。

3-1-4. 緊急事態宣言

- ① 市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。
 《危機管理局、関係部局》
- ② 市は、市域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。
 《危機管理局、関係部局》

3-1-5. 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
 《総務部、健康福祉部、危機管理局》
- ② 市は、その区域内に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。
 《総務部、健康福祉部、危機管理局》

第3部 第1章 実施体制（対応期）

3-1-6. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

市は、政府対策本部及び県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

《危機管理局、関係部局》

【とくしまアラート】政府分科会「新たなレベル分類」を踏まえた改定（令和4年12月2日18時から適用）

レベル分類	レベル1・感染小前期	レベル2・感染拡大初期	レベル3・医療負荷増大期	レベル4・医療機能不全期
レベル分類移行に関する事象	<ul style="list-style-type: none"> ○感染状況 <ul style="list-style-type: none"> ・感染者は低位で推移しているか、徐々に増加している状態 ○保健医療の負荷の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・外来医療・入院医療ともに負荷は小さい 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染状況 <ul style="list-style-type: none"> ・感染者が急速に増え始める ○保健医療の負荷の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・診療・検査医療機関（いわゆる発熱外来）の患者数が急増し、負荷が高まり始める ・救急外来の受診者数も増加 ・病床利用率、医療従事者の欠勤者数も上昇傾向 ○社会経済活動の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・職場で欠勤者が増え始め、業務継続に支障が生じる事業者も始まる 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染状況 <ul style="list-style-type: none"> ・医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生 ○保健医療の負荷の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・外来医療の負荷が高まり、発熱外来や救急外来に多くの患者が殺到する、重症化リスクの高い方がすぐに受診できないという事象が発生 ・救急搬送困難事例が増える ・入院患者も増加し、また医療従事者にも欠勤者が多数発生し、入院医療の負荷が高まる ○社会経済活動の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・職場で欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者も多数発生 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染状況 <ul style="list-style-type: none"> ・膨大な数の感染者に発熱外来や救急外来で対応しきれなくなり、一般の外来にも患者が殺到する事象が発生 ・救急車を要請しても対応できず、救急搬送困難事例の件数として把握できない状況が生じている。通常医療も含めた外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態 ・重症化率は低くても、膨大な数の感染者により、入院が必要な中等症Ⅱ・重症者の絶対数が著しく増加 ・多数の医療従事者の欠勤者発生と相まって、入院医療がひっ迫 ・入院できずに、自宅療養中・施設内療養中に死亡する者が多数発生 ・通常医療を大きく制限せざるを得ない状態 ○社会経済活動の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・欠勤者が膨大な数になり、社会インフラの維持に支障が生じる可能性も多数発生
レベル分類移行に関する指標	最大確保病床使用率 概ね 0~30%	最大確保病床使用率 概ね 30~50%	最大確保病床使用率/重症者用病床使用率 概ね 50%超	最大確保病床使用率/重症者用病床使用率 概ね 80%超

※レベル分類移行については、専門家会議の意見を踏まえ総合的に判断

各レベルごとの対策については、政府分科会が示す「国の対応」等を参考として実施

【（参考）改定前のとくしまアラート】

レベル分類	-	レベル1 感染観察	レベル2・感染警戒		レベル3・特別警戒		レベル4・非常事態
			【前期】	【後期】	【前期】	【後期】	
レベル分類移行に関する指標※	-	■最大確保病床使用率 10%以上	■最大確保病床使用率 20%以上 ■重症者用病床使用率 15%以上	■最大確保病床使用率 35%以上 ■重症者用病床使用率 30%以上	■最大確保病床使用率 50%以上 ■重症者用病床使用率 45%以上	■最大確保病床使用率 70%以上 ■重症者用病床使用率 60%以上	■一般医療を大きく制限しても新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況

※レベル分類移行については、専門家会議の意見を踏まえ総合的に判断

出典：徳島県新型コロナウイルス等対策行動計画

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

【基本理念と目標】

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、県や他市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。

第1節 準備期

（1）目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには市民等、県や他市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、国、県及び市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理する。

（2）所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-1-1. 平時における市民等への情報提供・共有

市は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を活用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、情報提供・共有を行う。これらの取組等を通じ、国、県及び市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県をはじめ、健康福祉部、教育委員会等が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。

また、学校教育の現場をはじめ、子どもやその保護者に対する情報提供・共有を行う。

「健康福祉部、子ども未来部、危機管理局、教育委員会、関係部局」

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、国、県及び市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

「企画政策部、市民文化部、健康福祉部、危機管理局」

1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミック（信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況）の問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

これらの取組等を通じ、県及び市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

「企画政策部、市民文化部、健康福祉部、危機管理局、関係部局」

1-1-4. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語を母語としない方、視覚や聴覚等に障害のある方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

「企画政策部、総務部、市民文化部、健康福祉部、子ども未来部、
危機管理局、教育委員会」

- ② 市は、有事に速やかに感染症情報の市民等への情報提供・共有が図れるよう、必要に応じて専門的知見を有する者等から助言等を得ながら、市民等への情報提供・共有方法や、コールセンター等の設置を始めとした市民等からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について検討する。

「企画政策部、健康福祉部、危機管理局、関係部局」

- ③ 市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理する。

「企画政策部、健康福祉部、危機管理局、関係部局」

第2節 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

（2）所要の対応

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、国や県から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、市民等に対し、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

《企画政策部、健康福祉部、危機管理局》

- ② 県による新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因に関する情報の公表に関し、当該情報に対する市民等の理解の促進に資するため必要があると認めるときは、県は市に対し必要な協力を求めることができるため、市はこれに協力をする。

《健康福祉部、危機管理局》

- ③ 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、必要に応じて専門的知見を有する者等からの助言等を踏まえながら、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、ホームページ等により、市民等に対し迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

《企画政策部、市民文化部、健康福祉部、危機管理局、教育委員会》

- ④ 市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語を母語としない方、視覚や聴覚等に障害のある方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

《企画政策部、総務部、市民文化部、健康福祉部、子ども未来部、教育委員会》

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

《企画政策部、健康福祉部、危機管理局、関係部局》

- ② 市は、国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等を市民等へ周知し、Q&Aの公表、市民等向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

《企画政策部、健康福祉部、危機管理局、関係部局》

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、市は、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

《企画政策部、市民文化部、健康福祉部、危機管理局、関係部局》

- ② 市は、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

《企画政策部、健康福祉部、危機管理局、関係部局》

第3節 対応期

（1）目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

（2）所要の対応

3-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、必要に応じて専門的知見を有する者等からの助言等を踏まえながら、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、ホームページ等により、市民等に対し迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

「企画政策部、市民文化部、健康福祉部、危機管理局、教育委員会」

- ② 市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語を母語としない方、視覚や聴覚等に障害のある方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

「企画政策部、総務部、市民文化部、健康福祉部、子ども未来部、
危機管理局、教育委員会」

3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

「企画政策部、健康福祉部、危機管理局、関係部局」

- ② 市は、国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等を市民等へ周知し、Q&Aの公表、市民等向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

「企画政策部、健康福祉部、危機管理局、関係部局」

3-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、市は、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

「企画政策部、市民文化部、健康福祉部、危機管理局、関係部局」

- ② 市は、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

「企画政策部、健康福祉部、危機管理局、関係部局」

3-4. 国や県のリスク評価に基づく方針の情報提供・共有

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

3-4-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

市は、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。

また、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、市は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、県が県民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要なこと等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて説明を行う。

「企画政策部、市民文化部、健康福祉部、経済部、危機管理局」

3-4-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-4-2-1. 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に

基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、市民等が適切に対応できるよう、市は、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。

«健康福祉部、危機管理局»

3-4-2-2. こどもや高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、市は、市民等に対し、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

«健康福祉部、子ども未来部、危機管理局、教育委員会»

3-4-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、市民等に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる市民等がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。

«企画政策部、健康福祉部、危機管理局、関係部局»

第3章 まん延防止

【基本理念と目標】

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び地域経済への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、市は、特措法に基づき、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用がなされた場合には、当該まん延防止対策へ積極的に協力する。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が地域経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要であるとされていることから、国や県の要請に応じ、適宜協力する。

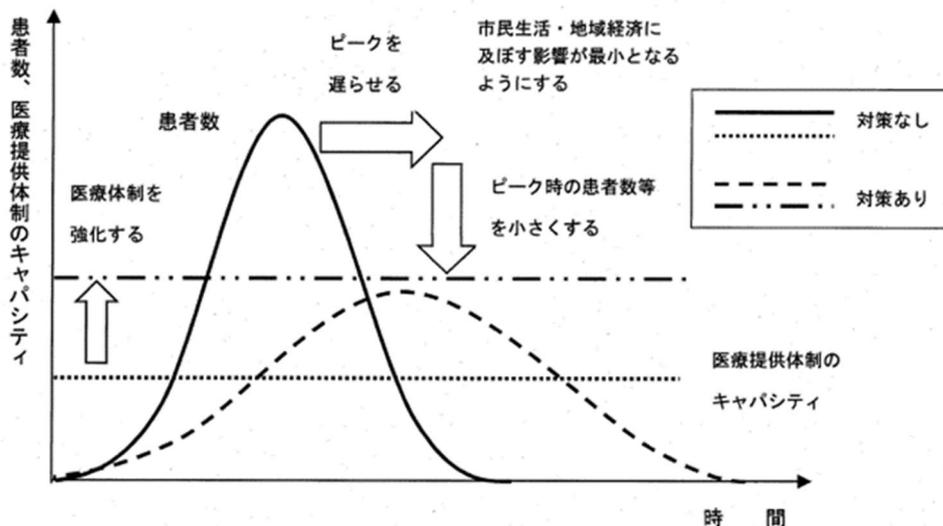
第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民等や事業者の理解促進に取り組む。

<図表 4 対策の概念図>



（2）所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等

- ① 国、県及び市は、各行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命と健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。

「健康福祉部、危機管理局、関係部局」

- ② 国、県、市、学校及び高齢者施設等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの発症が疑われる場合は、相談センターや医療機関に連絡し、指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

「健康福祉部、子ども未来部、危機管理局、教育委員会」

- ③ 市は、県と連携して、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。

「健康福祉部、経済部、危機管理部、関係部局」

- ④ 公共交通機関については、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等が想定される。市は、その運行に当たっての留意点等について、国の調査研究の結果や県の対応を踏まえ、公共交通機関に周知する。

「企画政策部、経済部、交通局、関係部局」

第2節 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を行うための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるように県の方針に協力する。このため、市内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

（2）所要の対応

2-1. 市内でのまん延防止対策の準備

- ① 市は、市内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、県が実施する感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）に協力する。

また、検疫所等から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者及び入国者に関する情報の通知を受けた場合は、国や県と連携し、これを有効に活用する。

「健康福祉部、危機管理局」

- ② 市は、市内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

「関係部局」

第3節 対応期

（1）目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずること
で、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護する。その際、市民生活や地域経済への影響
も十分考慮する。

また、指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果と影響を総合的に
勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や地域経済への影響の軽減を図
る。

（2）所要の対応

3-1. まん延防止対策の内容

市は、国や県、国立健康危機管理研究機構等による情報収集・分析やリスク評価及び国や県
が発出するまん延防止対策の方針に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、
薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び市民の免疫の獲得の状況等に応じ、国や県のま
ん延防止対策へ積極的に協力する。その際、市民生活や地域経済への影響も十分考慮する。

≪健康福祉部、危機管理局、関係部局≫

3-2. 患者や濃厚接触者への対応

市は、県が感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃
厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を講じた場合には、これに協力する。

また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られ
た知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡
大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、県の対応に協力する。

≪健康福祉部、子ども未来部≫

3-3. 患者や濃厚接触者以外の市民等に対する情報提供等

3-3-1. 外出等に係る要請等

市は、県から集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等
への外出自粛や都道府県間の移動自粛要請がなされた場合には、これに協力する。

また、市は、県からまん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されてい
る業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフ
ルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと
等の要請がなされた場合には、これに協力する。

≪企画政策部、健康福祉部、危機管理局、関係部局≫

3-3-2. 基本的な感染対策に係る要請等

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、国及び県から、その徹底の要請がなされた場合には、これに協力する。

《企画政策部、健康福祉部、危機管理局、関係部局》

3-4. 事業者や学校等に対する要請

3-4-1. 営業時間の変更や休業要請等

県が、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請がなされた場合には、市は、これに協力する。

また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請がなされた場合には、市は、これに協力する。

《危機管理局、関係部局》

3-4-2. 学級閉鎖・休校等の要請

市は、県から学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請がなされた場合には、これに従う。

《子ども未来部、教育委員会》

3-4-3. 公共交通機関に対する呼び掛け

市は、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切な感染対策を講ずるよう呼び掛ける。また、人と人との接触機会を減らすため、必要に応じて、運行方法の変更等を呼び掛ける。

《企画政策部、経済部、交通局、関係部局》

3-5. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-5-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

市は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する市民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、市民の生命や健康を保護するため、上記3-2の患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により、封じ込めを念頭に対策を講ずる。

このため、市は、必要に応じてまん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る国への要請について、県に対して要請する。

《環境部、健康福祉部、危機管理局、関係部局》

3-5-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

以下のとおり、市は、国や県等が行う、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に基づく分析やリスク評価の結果及び国や県が発出するまん延防止対策の方針に基づき、対応を判断する。

3-5-2-1. 病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の市民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る県への要請も含め、強度の高いまん延防止対策を講ずる。

「環境部、健康福祉部、危機管理局、関係部」

3-5-2-2. 病原性が高く、感染性が低い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードは比較的緩やかである場合は、基本的には上記の患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用に係る県への要請を検討する。

「環境部、健康福祉部、危機管理局、関係部局」

3-5-2-3. 病原性が低く、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低いですが、感染拡大のスピードが速い場合は、市は、基本的には強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、県と連携して宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、県予防計画及び県医療計画に基づいた、医療機関の役割分担が適切に見直されるよう、県と連携して対応する。

上記の対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、更なる感染拡大防止への協力を呼び掛けるとともに、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用に係る県への要請を検討する。

「環境部、健康福祉部、危機管理局、関係部局」

3-5-2-4. こどもや高齢者等が感染・重症化しやすい場合

こどもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、市は、そのグループに対する重点的な感染症対策を検討する。

例えば、こどもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策がこどもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。

また、こどもの生命と健康を保護するため、地域の感染状況等に応じて、学級閉鎖や休校等の要請を行う。それでも地域の感染状況が改善せず、こどもの感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。

«健康福祉部、子ども未来部、危機管理局、教育委員会»

3-5-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

市は、ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う市民生活や地域経済への影響を更に勘案しつつ検討を行う。

«健康福祉部、子ども未来部、危機管理局、関係部局»

3-5-4. 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期

市は、これまでに国及び県が実施したまん延防止対策の評価の結果を踏まえ、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

«健康福祉部、危機管理局»

3-6. まん延防止等重点措置又は緊急事態措置

市は、地域の感染状況や医療の逼迫状況等の情報に基づくリスク評価を踏まえ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用に係る県への要請を検討する。

«健康福祉部、危機管理局»

3-7. 県の注意喚起基準の運用

県が、地域の感染状況や医療の逼迫状況等の指標を用いて、県内の状況を客観的に示し、県民や事業者に対し、とるべき感染防止対策を呼び掛ける場合には、市は、これに協力する。

«健康福祉部、危機管理局»

【参考：新型コロナウイルス感染症流行時の特徴的な県の取組】

○「とくしまアラート」の運用（危機管理部）

「新規感染者数」、「感染経路不明者数」や「病床使用率」等の客観的な指標を用いて、県内の感染状況を段階的に示し、外出時の行動やイベントの開催規模などの対応方針に沿った行動をとるよう、県民や事業者に呼び掛けた。

第4章 ワクチン

【基本理念と目標】

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制を対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や地域経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、新型インフルエンザ等の発生時に安全で有効なワクチンを迅速に供給するために、平時から、緊急時におけるワクチンの迅速な供給を可能にするために必要な施策に取り組んでいくことが重要である。また、国、県及び市は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について、準備しておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国内の開発・生産はもとより、外国からの輸入、外国で開発された製品の国内生産等の全ての手段を通じて、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、接種に当たっても、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

（2）所要の対応

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

《関係部局》

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿	<input type="checkbox"/> マスク
<input type="checkbox"/> トレイ	<input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S）
<input type="checkbox"/> 体温計	<input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（M）
<input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器	<input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（L）
<input type="checkbox"/> 手指消毒剤	<input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子
<input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> 膿盆
・ 血圧計等	<input type="checkbox"/> 聴診器
・ 静脈路確保用品	<input type="checkbox"/> ペンライト

・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 ・ <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

1-2. ワクチンの供給体制

市は、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、県との連携方法及び役割分担の体制を構築する。

«健康福祉部、子ども未来部、危機管理局、関係部局»

1-3. 基準に該当する事業者の登録等（特定接種の場合）

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、市民等の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性及び公共性が認められるものでなければならない。国において、この基本的考え方を踏まえ、対象となる登録事業者及び公務員の詳細を定める。なお、特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等に対する有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

«総務部、健康福祉部、子ども未来部、関係部局»

1-3-1. 登録事業者の登録に係る周知への協力

市は、国が行う、特定接種の基準に該当する事業者の登録を進めるため事業者に対する、登録作業に係る周知に協力する。

«総務部、健康福祉部、子ども未来部、関係部局»

1-3-2. 登録事業者の登録への協力

市は、国が行う、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。

«総務部、健康福祉部、子ども未来部、関係部局»

1-4. 接種体制の構築

1-4-1. 接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

特定接種、住民接種が必要となる場合は、総務部が調整し「ワクチン接種対策室」を設置する。

《総務部、健康福祉部、子ども未来部、危機管理局、関係部局》

1-4-2. 特定接種

登録事業者のうち特定接種の対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県又は市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。

このため、市は、国の要請に応じて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

また市は、接種が円滑に行えるよう特定接種の対象となる新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員をあらかじめ決定する。

《総務部、健康福祉部、子ども未来部、関係部局》

【接種対象となり得る市職員の職務】

業務区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務 （新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務）
業務区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる住民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務
業務区分3：民間の登録事業者と同様の職務

1-4-3. 住民接種

国は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更することで、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種の対象者及び期間を定める。国は、この住民接種の接種順位については、国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮しており、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、新型インフルエンザ等による重症化や死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方があることから、事前に住民接種の接種順位に

関する基本的な考え方を整理する。市においては、平時から以下のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- (ア) 市は、国又は県の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。成年期以降は健康福祉部、成年期末満は子ども未来部を中心とする。
- (イ) 市は、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、本市以外における接種を可能にするよう取組を進める。
- (ウ) 市は、接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

「総務部、健康福祉部、子ども未来部、教育委員会、関係部局」

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者 [※]	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

※乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

1-5. 情報提供・共有

市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。

「企画政策部、健康福祉部、子ども未来部」

1-6. DXの推進

市は、得られる予防接種の接種記録等及び医療機関等から報告される副反応疑い報告を、国が整備するシステムを活用し、情報共有する。

《関係部局》

第2節 初動期

（1）目的

準備期から計画した接種体制等を活用し、国・県等と連携し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集し、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

（2）所要の対応

2-1. 接種体制の準備

市は、特定接種又は住民接種の実施を見据え、国の接種の優先順位の考え方をもとに、「ワクチン接種対策室」を設置や第4章第1節 1-1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保するなど、接種体制の必要な準備を行う。

《総務部、健康福祉部、子ども未来部、危機管理局、関係部局》

2-2. 接種体制の構築

市は、県と連携し、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

《総務部、健康福祉部、子ども未来部、危機管理局、関係部局》

2-3. 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

市は、予防接種を行うため、必要があると認めるときは、県を通じて医療関係者や医療関係団体に対して必要な協力を要請又は指示を行う。

《健康福祉部、子ども未来部、病院局、関係部局》

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ

	<p>【会場設営物品】</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>机<input type="checkbox"/>椅子<input type="checkbox"/>スクリーン<input type="checkbox"/>延長コード<input type="checkbox"/>冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤<input type="checkbox"/>ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫<input type="checkbox"/>耐冷手袋等
--	--

第3節 対応期

（1）目的

国や県の方針に基づき、構築した接種体制に基づき接種を希望する市民が迅速に接種を受けられるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行う。

また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

（2）所要の対応

3-1. 接種体制

- ① 市又は県は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

《総務部、健康福祉部、子ども未来部、危機管理局、関係部局》

- ② 新型インフルエンザ等の流行株が変異した場合等、国や県の方針に基づき追加接種を行う場においても、混乱なく円滑に接種が進められるように、市は、国や県、医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

《総務部、健康福祉部、子ども未来部、関係部局》

3-2. 特定接種

市は、国や県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員のうち、あらかじめ接種対象者と決定した者に対し、原則、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て速やかに特定接種を行う。

《総務部、関係部局》

3-3. 住民接種

3-3-1. 住民接種の接種順位の決定

国は、接種の順位に係る基本的な考え方に加え、重症化しやすい特定のグループ等の発生した新型インフルエンザ等の病原性等に関する情報を踏まえ、住民への接種順位を決定する。

《総務部、健康福祉部、子ども未来部、関係部局》

3-3-2. 予防接種の準備

市は、国や県と連携し、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、国が定める接種順位に従い予防接種を実施するための準備を行う。

《健康福祉部、子ども未来部、関係部局》

3-3-3. 予防接種体制の構築

市又は県は、国の要請に応じて、接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

«健康福祉部、子ども未来部、関係部局»

3-3-4. 接種に関する情報提供・共有

市又は県は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国の要請に応じて、市民等に対し接種に関する情報提供・共有を行う。

«健康福祉部、子ども未来部、関係部局»

3-4. 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、公的な施設を活用する等、医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

«健康福祉部、子ども未来部、関係部局»

3-5. 接種記録の管理

国、県及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

«健康福祉部、子ども未来部、関係部局»

3-6. ワクチンの有効性とリスク等に係る情報の収集及び提供

市は、ワクチンの有効性とリスク等について、国において収集・整理される情報や、医療機関等からの予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報、最新の科学的知見、海外の動向等の情報に基づき、市民等へ適切な情報提供・共有を行う。

«健康福祉部、子ども未来部、関係部局»

3-7. 情報提供・共有

① 市は、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者、接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。

また、市民等が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報に基づき、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を

行う。

«企画政策部、健康福祉部、子ども未来部、関係部局»

- ② 市又は県は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民等への周知・共有を行う。

«企画政策部、健康福祉部、子ども未来部、関係部局»

第5章 保健

【基本理念と目標】

市は、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICT の活用等を通じた業務効率化・省力化を行いながら、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

第1節 準備期

（1）目的

市は、感染症サーベイランス等に協力し、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。

また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に感染症対策のみならず、感染拡大時にも地域保健対策を継続して実施できるよう、その機能を果たすことができるようにする。

（2）所要の対応

1-1. 人材の確保

- ① 市は、流行開始（新型インフルエンザ等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、感染症有事体制を構成する人員を確保する。

≪総務部、健康福祉部、子ども未来部、危機管理局≫

- ② 市は、健康危機管理を含めた地域保健施策の推進や地域の健康危機管理体制の確保のため、保健師を配置する。

≪総務部、健康福祉部、子ども未来部≫

1-2. 業務継続計画を含む体制の整備

- ① 市は、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約の検討を行う。

また、想定した業務量に対応するため人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。

≪総務部、健康福祉部、子ども未来部、危機管理局≫

- ② 市は、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を踏まえ、有事に円滑に業務継続計画に移行できるよう、平時からICT や外部委託等の活用による業務の効率化に取り組む。

≪健康福祉部、子ども未来部、関係部局≫

1-3. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

1-3-1. 研修・訓練等の実施

- ① 市は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、研修・訓練の実施、地域の医療関係団体や大学等の関係機関との連携強化等に取り組む。

≪総務部、健康福祉部、子ども未来部≫

- ② 市は、危機管理のリーダーシップを担う人材、専門人材の充実を図り、感染症危機への対応力向上を図る。

≪総務部、健康福祉部、子ども未来部、危機管理局≫

- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国の研修等を積極的に活用しつつ、人材育成に努める。

また、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。

≪健康福祉部、子ども未来部、危機管理局、関係部局≫

- ④ 市は、速やかに感染症有事体制に移行するため、健康福祉部門や危機管理部門に限らない全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。

≪総務部、健康福祉部、子ども未来部、危機管理局≫

1-3-2. 多様な主体との連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県感染症対策連絡協議会等を活用し、平時から県や他市町村、医療機関や医療関係団体等との意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

≪健康福祉部、危機管理局、消防局、関係部局≫

1-4. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、国及び県から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、市民に対して情報提供・共有を行う。また、市民への情報提供・共有方法や、市民向けのコールセンター等の設置を始めとした市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の市民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。

≪企画政策部、健康福祉部、危機管理局、関係部局≫

- ② 市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理する。

≪企画政策部、健康福祉部、危機管理局、関係部局≫

- ③ 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受

診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。

「企画政策部、市民文化部、健康福祉部、危機管理局、関係部局」

- ④ 市は、県と連携し、高齢者、こども、日本語を母語としない方、視覚や聴覚等に障害のある方等の配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する

「企画政策部、総務部、市民文化部、健康福祉部、危機管理局、関係部局」

第2節 初動期

（1）目的

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

市は、市行動計画に基づき、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、市民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の県内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減させる。

（2）所要の対応

2-1. 有事体制への移行準備

- ① 市は、感染症有事体制において想定される業務量に対応する人員確保に向けた準備を進めるとともに、感染症発生後速やかに、感染症対策部門における人員体制を整備する。

《総務部、健康福祉部、子ども未来部、危機管理局》

- ② 市は、感染症有事体制を構成する人員の参集、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえた必要な物資・資機材の調達準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。

《総務部、健康福祉部、子ども未来部、危機管理局》

2-2. 市民への情報提供・共有の開始

- ① 市は、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、県の相談センターを案内する。

《健康福祉部、危機管理局、関係部局》

- ② 市は、国・県が開設した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、Q&A の公表、市民向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

《健康福祉部、危機管理局、関係部局》

第3節 対応期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市として求められる業務に必要な体制を確保して役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

（2）所要の対応

3-1. 有事体制への移行

- ① 市は、感染症有事体制を確立するとともに、初動期から継続して、感染症対策部門における人員体制を整備する。

《総務部、健康福祉部、子ども未来部、危機管理局》

- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生状況や感染拡大防止等に対する市民の理解促進を図るために必要な情報を県と共有する。

《健康福祉部、子ども未来部、危機管理局、関係部局》

3-2. 主な対応業務の実施

市は、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、県、保健所、医療機関等の関係機関と連携して、以下 3-2-1 から 3-2-3 までに記載する感染症対応業務を実施する。

3-2-1. 相談対応

市は、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、県の相談センターを案内する。

《健康福祉部、危機管理局、関係部局》

【参考：新型コロナウイルス感染症流行時の特徴的な県の取組】

○電話相談の体制について（保健福祉部）

コロナの相談専用ダイヤルの開設（外部委託）、24時間対応の帰国者・接触者相談センターの設置（保健所・外部委託）、とくしま健康フォローアップセンター（外部委託）の開設など、流行状況に合わせた電話相談体制とした。

3-2-2. 健康観察及び生活支援

- ① 市は、県が実施する健康観察に協力する。

「健康福祉部、子ども未来部、危機管理局」

- ② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に必要なに応じて協力する。

「健康福祉部、子ども未来部、経済部、危機管理局、関係部局」

3-2-3. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、市民等の理解を深めるため、市民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

「企画政策部、健康福祉部、危機管理局、関係部局」

- ② 市は、高齢者、子ども、日本語を母語としない方、視覚や聴覚等に障害のある方等、情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、県、保健所と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

「企画政策部、総務部、市民文化部、健康福祉部、子ども未来部、
危機管理局、教育委員会」

3-3. 感染状況に応じた取組

3-3-1. 流行初期

市は、流行開始をめぐりに感染症有事体制へ切替え、感染症有事体制を構成する人員の確保、必要な物資・資機材の調達等を行う。

「総務部、健康福祉部、子ども未来部、危機管理局、関係部局」

3-3-2. 流行初期以降

- ① 市は、引き続き、必要に応じて、感染症有事体制を構成する人員確保を行う。

「総務部、健康福祉部、子ども未来部、危機管理局、関係部局」

- ② 市は、引き続き、業務のひっ迫が見込まれる場合には、外部委託等による業務効率化を進める。

「健康福祉部、子ども未来部」

- ③ 市は、感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更について示された場合は、人員体制の見直し、感染症対応業務の対応変更を適時適切に行う。

「総務部、環境部、健康福祉部、子ども未来部、危機管理局、関係部局」

- ④ 市は、自宅療養の実施について、県が準備期に整備した食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき協力する。

《総務部、健康福祉部、子ども未来部、危機管理局、関係部局》

3-3-2. 特措法によらない基本的な感染対策への移行期

市は、国や県からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。

また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う対応の縮小について、市民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

《企画政策部、健康福祉部、子ども未来部、危機管理局》

第6章 物資

【基本理念と目標】

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

市は、平時から国や県の方針に基づき、個人防護具や感染症対策物資等の備蓄を進める。

第1節 準備期

（1）目的

感染症対策物資等は、有事に感染症対策を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

（2）所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄

- ① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

《健康福祉部、危機管理局、消防局、関係部局》

- ② 市は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて個人防護具及び感染症対策物資等を備蓄する。また、国及び県からの要請や支援を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

《健康福祉部、消防局、関係部局》

第2節 初動期～対応期

（1）目的

感染症対策物資等の不足により、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、準備期に引き続き、県と連携して必要な感染症対策物資等を確保及び備蓄状況の確認を行う。

（2）所要の対応

2-1．感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

«健康福祉部、危機管理局、関係部局»

2-2．備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携して近隣の地方公共団体や指定（地方）公共機関等の関係各機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

«健康福祉部、危機管理局»

第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保

【基本理念と目標】

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、県、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、県、市は、市民生活及び地域経済の安定の確保に必要な対策や支援を行う。

また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、国や県による新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置の実施により、市民生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、県と連携し、必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

また、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び地域経済の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び地域経済の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

（2）所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び地域経済への影響に関する情報収集を行うため、国や県との情報共有体制を整備する。

また、市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、庁内及び関係機関との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

≪健康福祉部、危機管理局、関係部局≫

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、全ての支援対象に対して迅速に情報が届くようにすることに留意する。

≪総務部、市民文化部、健康福祉部、危機管理局、関係部局≫

1-3. 物資及び資材の備蓄等

- ① 市は、市行動計画に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄相互に兼ねることができる。

「健康福祉部、危機管理局、関係部局」

- ② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

「市民文化部、健康福祉部、経済部、危機管理局、関係部局」

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

「市民文化部、健康福祉部、危機管理局」

1-5. 火葬体制の整備

市は、国及び県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

「市民文化部」

第2節 初動期

（1）目的

市は、国、県と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び地域経済の安定を確保する。

（2）所要の対応

2-1. 事業継続に向けた準備等の呼び掛け

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の推奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう呼び掛ける。

《市民文化部、健康福祉部、経済部、危機管理局、関係部局》

- ② 市は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう呼び掛ける。

《市民文化部、経済部、関係部局》

2-2. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市は、市民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の市民生活との関連が高い物資又は地域経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう呼び掛ける。

《市民文化部、経済部、関係部局》

2-3. 遺体の火葬・安置

市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

《市民文化部》

第3節 対応期

（1）目的

市は、国、県と連携し、準備期での対応を基に、市民生活及び地域経済の安定を確保するための取組を行う。

また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び地域経済の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び地域経済の安定を確保する。

（2）所要の対応

3-1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

市は、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう呼び掛ける。

《市民文化部、経済部、関係部局》

3-1-2. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

《健康福祉部、子ども未来部、教育委員会》

3-1-3. 生活支援を要する者への支援

市は、県と連携し、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

《健康福祉部、市民文化部》

3-1-4. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等について、教育DXを推進するなどして、必要な支援を行う。

《子ども未来部、教育委員会》

3-1-5. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

「経済部」

- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ確かな情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談口・情報収集窓口の充実を図る。

「市民文化部、関係部局」

- ③ 市において、米穀の調達が困難なときは、米穀販売事業者から供給あつせんを県に要請する。

「経済部、関係部局」

- ④ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

「市民文化部、経済部、関係部局」

- ⑤ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、生活関連物資等若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を国や県が講ずる場合は、協力する。

「経済部」

3-1-6. 埋葬・火葬の特例等

市は、初動期の対応を継続して行うとともに、必要に応じて以下の対応を行う。対応については、県が遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施していることから、県と連携し実施する。

- ① 市は、可能な限り火葬炉を稼働させる。

「市民文化部」

- ② 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

「市民文化部」

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業継続に関する事業者への呼び掛け

市は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を呼び掛ける。

「経済部」

3-2-2. 事業者に対する支援

市は、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

「財政部、経済部」

3-2-3. 市民生活及び地域経済の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活及び地域経済の安定のため、市行動計画に基づき、以下の必要な措置を講ずる。

3-2-3-1. ごみ収集・処理

まん延時も一般廃棄物の収集・運搬・処理が適正にできるため必要な措置。

「環境部」

3-2-3-2. 安定的な上下水道サービスの提供

まん延時でも上下水道施設を適正に稼働させて機能を維持するため、市職員及び委託業者による運用体制を確立する。

「上下水道局」

3-2-3-3. 公共交通機関の運行

まん延期でも運送を適切に実施するため必要な措置。

「経済部、交通局」

3-3. 市民生活及び地域経済の両方の安定の確保を対象とした対応

3-3-1. 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資等

市は、県や関係機関等と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、影響を受ける中小企業や農林漁業者等の経営の維持安定を支援するため、融資を実施する等、実情に応じ適切な措置を講ずるよう努める。

「経済部」

3-3-2. 雇用への影響に関する支援

市は、県と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、雇用に関して必要な支援を行うよう努める。

《経済部》

3-3-3. 市民生活及び地域経済に及ぼす影響を緩和するその他の支援

市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び地域経済への影響に対し、必要に応じた支援を行う。なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。

《関係部局》

用語	内容
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
隔離	検疫法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 15 条第 1 項（これらの規定を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、患者を医療機関に収容し、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、ほかからの分離を図ること。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
感染症	学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことをさす用語であるが、政府行動計画では、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」をさす用語として「伝播性」が使用される。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	政府行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。

基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
行動計画	特措法に基づき、政府、都道府県又は市町村が策定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画。
国立健康危機管理研究機構 (JIHS)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和 7 年 4 月に設立。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
サーベイランス	感染症・環境汚染・経済等の動向について調査・監視を行うこと。
自宅療養者等	自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障害者施設等での療

	<p>養者。</p> <p>※高齢者施設等は、特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設も含む。））、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅をさす。</p> <p>※障害者施設等は、障害者支援施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、共同生活援助をさす。</p>
指定（地方）公共機関	特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
重点区域	特措法第 31 条の 6 第 1 項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域。
住民接種	特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び同条第 9 項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症（COVID19）。病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。
新型コロナウイルス感染症等	感染症法第 6 条第 7 項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第四号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
生活関連物資等	食料品や生活必需品、その他の市民生活との関連性が高い又は地域経済上重要な物資。
積極的疫学調査	感染症法第 15 条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために

	う調査。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、地方公共団体による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
対策本部	特措法に基づき設置される新型インフルエンザ等対策本部をさす。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。 特定接種の対象となり得る者は、 ① 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）。 ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員。 ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員。
偽・誤情報	いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。
病原性	学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことをさす用語であるが、行動計画では、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。 なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが

	発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。
平時	患者発生後の対応時以外の状態（準備期）。
まん延防止等重点措置	特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第 6 条第 11 項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	関係する多様な主体が相互にリスク情報とその見方を共有し、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）につなげていくための活動。
リスク評価	情報収集・分析を通じ、リスクの程度を評価し、その分析結果の提供を行う体系的なプロセスをさす。 感染症のリスク評価は、感染症が公衆衛生に影響を及ぼす可能性とその影響の程度を評価し、効果的な対策の意思決定に活用することを目的とする。
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。
ICT	Information and Communication Technology の略。情報 (information) や通信 (communication) に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。

徳島市行政機構図

(令和7年4月1日現在)

